

労働者福祉に関する事業への支援要請に対する回答（11/18 要請）

番号	要 請 事 項	回 答 内 容	課 名
1	「労働者福祉運動の育成・強化」について		
(1)	労働者福祉の充実について		
	① 弊会は、「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。	就業の促進及び就業環境の整備等、勤労者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たされている役割は重要と考えております。それぞれの分野で貴会と連携し、予算等を通じて支援していく考えです。	雇用政策課
	② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。	貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。	雇用政策課
(2)	<p>「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について</p> <p>「くらしサポートセンター島根」は、労働・生活全般にかかる相談に対して、ワンストップで問題解決を図ることを目的として事業展開しています。新型コロナ禍以降の厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のためには、情報収集に加え相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績 2024年 労働相談 151件 生活相談 271件 合計 422件 2025年 労働相談 230件 生活相談 242件 合計 472件(10月まで) (各年1月～10月までの実績)</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であるとと考えております。</p> <p>今後とも、島根県雇用政策課の労働相談の窓口と、くらしサポートセンター島根の情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課

(3)	<p>2026年度の事業費補助金の交付について 上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、弊会の公益活動について、引き続き事業費補助金の交付を要請します。 要請額 300万円 事業開始予定年月日 2026年4月 1日 事業完了予定年月日 2027年3月31日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度に実施を予定されている事業については、労働者福祉の向上を図るうえで大切な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
2	中高年齢者及び女性の就労支援事業の継続について		
	<p>島根県の有効求人倍率は、2024年9月の1.43倍から2025年9月は1.40倍となり、この1年間で0.03ポイント低下しています。島根県の雇用情勢判断は、2022年12月以降は「島根の雇用情勢は改善の動きが弱まっている」とされています。 この1年、有効求職者数・有効求人数ともに減少傾向にありますが、有効求人数の減少率の方が高いため求職者にとっての雇用環境は厳しくなっており、県内労働者の迅速な再就職の促進を目的として行う就労支援事業は、重要な役割を求められています。 つきましては、県内での就労を希望する中高年齢者と女性のための就労支援事業に対して、引き続きご支援並びにご助言をいただくとともに、県内企業並びに経営者団体に対して、中高年齢者及び女性の雇用促進にかかる就労環境整備を促す啓発活動に取り組んでいただくよう要請します。</p>	<p>県内で就労を希望する多様な人材が、それぞれの能力や経験を活かして活躍できるよう、一人ひとりの希望に応じた就労を実現していくことが必要です。 こうしたことから、現在、貴会に委託している、中高年齢者や女性のための就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」「レディース仕事センター」の果たす役割は非常に大きく、県としては引き続きこうした活動を通して、希望者に対し寄り添った就労支援をしていきたいと考えています。 また、「レディース仕事センター」におけるパソコン講習については、基礎的な講習に 응용編を加えたり、働きながら夜間に学べるコースを開講するなど、求職者のニーズやスキルに対応した講習会を実施いただいているところです。また、昨年度より貴会に委託した、中高年齢者を対象としたパソコン技能講習では、適切に実施いただき、感謝申し上げます。 多様な人材の雇用の場を拡大するためには、企業の理解が不可欠であることから、今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	雇用政策課 女性活躍推進課
3	大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化		
(1)	平時における防災・減災の対策		
	<p>① 平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討し、また、国に対しても引き続き被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけること。</p>	<p>大規模災害時には、行政による活動とともに社協、NPO等、民間の災害ボランティア団体による被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が必要となることから、県の地域防災計画では、災害復旧活動に当たり、こうした災害に関わるNPO等関係機関と連携を図ることとしています。 非常時に備えた財源としましては、災害救助法に基づき、都道府県は災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を</p>	防災危機管理課

		<p>積み立てております。</p> <p>被災者生活再建支援制度については、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討するよう、県の重点要望や全国知事会を通じて、引き続き国に要望してまいります。</p>	
	<p>② 災害時の災害対策拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底し、耐震基準を満たしていない施設の耐震化を進めること。</p>	<p>島根県地域防災計画における、防災上の拠点施設及び多数の人の受入れが可能な建物として定められた県庁舎・各合同庁舎等については、耐震化を完了しています。</p> <p>なお、当該施設においては、建築基準法第12条第2項の規定で定められた定期点検などにより劣化状況の把握に努めており、今後も徹底していきたいと考えております。</p> <p>県内46病院のうち43病院が耐震基準を満たしており（93.5%）、このうち災害拠点病院及び救命救急センターでは10施設全てが耐震化されています。</p> <p>引き続き耐震基準を満たす医療施設の整備が図られるよう、補助事業を活用し、支援を行ってまいります。</p> <p>また、危険箇所については、耐震状況に加え浸水箇所等の調査の実施や、危険箇所の改善を図る補助メニューの検討等において点検が行われているものと承知しています。</p> <p>県立学校においては、全ての学校で耐震化が完了しています。</p> <p>学校設備等の危険箇所の点検については、建築基準法第12条に基づき、建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備、防火設備及び昇降機は1年以内ごとに点検することが義務づけられており、県立学校の施設の損傷、腐食その他の劣化状況は、適切に把握しています。</p>	<p>管財課 医療政策課 教育施設課</p>
	<p>③ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強め、さらに、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう個別避難計画の作成を周知・徹底すること。</p>	<p>県では、新聞等による広報・啓発のほか、防災安全講演会や出前講座などを開催し、ハザードマップの活用や、避難のタイミングを時系列で整理したマイタイムラインの作成を働きかけるなど、住民自ら適切な避難行動をとることができるよう、各種啓発を行っています。</p> <p>個別避難計画の策定が進むよう、個別に市町村に訪問しヒアリングを実施しているほか、市町村の防災部局や福祉部局と連携し、福祉専門職、自主防災組織、関係機関等を対象とした研修会や県民向けの講演会を開催し、周知に努めているところです。</p> <p>引き続き、個別避難計画の作成が進むよう市町村の取組を支援してまいります。</p> <p>なお、本県の個別避難計画の作成率は、令和7年4月1日現在で、13.4%（全国の作成率：14.0%）となります。</p>	<p>防災危機管理課</p>

	<p>④ 女性や子どもの安全な避難所生活における良好な生活環境の確保に向けて「ジェンダー平等の視点からの防災・復興ガイドライン」や「避難所生活における良好な生活環境の確保（エアコン設置や女子トイレの増設など）に向けた取組指針」を徹底した対応を図ること。</p>	<p>県では、内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、防災部局と男女共同参画部局が役割を分担したうえで連携し、男女共同参画の視点からの防災対策の推進をしているところです。</p> <p>また、昨年12月に改定された国の「避難所生活における良好な生活環境に関する取組指針」を踏まえ、県では、新たに防犯ブザーや液体ミルク、おしりふきなど、女性や子どもに配慮した備蓄品を備蓄しているほか、避難所運営の主体である市町村に対し、この指針に沿って、適切に対応するよう、各種会議や研修、避難所設営訓練等を通じて指針内容の周知に努めているところです。</p>	<p>防災危機管理課</p>
<p>(2)</p>	<p>地震保険・共済加入促進協議会の設置について</p> <p>自然災害によって被災した場合の迅速な生活再建には、公助に加えて保険・共済などによる自助が必要であり、いわゆる「無保険者」を無くす取り組みが求められる。2023年度の島根県の地震保険加入率（68.9%）は全国平均（69.7%）を下回っており、いざ地震が起こった時の備えが十分とは言い難い。県内における風水害・地震等の自然災害リスクに備え、災害発生後の県民の迅速な生活再建に資するため、各種保険および共済への加入促進など、「自助」による災害への備えについて県民に普及啓発を行うとともに、関係各団体が連携して取り組めるよう協議会組織等の設置について検討すること。</p> <p>なお、協議会組織の運営にあたっては、関係各団体（損保協会、JA共済、県民共済、C o o p 共済、こくみん共済 coop・<全労済>などを想定）が協力・連携して啓発活動に取り組めるよう、県において事務局を担うこと。</p>	<p>地震保険等への加入促進については、平成29年3月に策定した、新しい「島根県建築物耐震改修促進計画」に「建築物の耐震化目標を達成するための施策」の一つとして位置づけ、県及び市町村等は広報ポスター等を掲示し、県民に周知を行っています。</p> <p>また、県では地震が起こった際の備えに関して、家具の転倒対策などの安全対策について、新聞やチラシなどを活用して幅広く広報しているほか、家庭でも防災グッズを積極的に入手してもらえるよう、各種イベントなどで非常持ち出し品や備蓄物資の展示、ポスターやパンフレットの掲示などを行っているところであり、今後も引き続きこうした活動を行うことで、県民の意識啓発を図ることとしています。</p>	<p>建築住宅課 防災危機管理課</p>

4	持続可能な社会づくりに向けた協同組合の育成・支援		
(1)	<p>「人口急減地域特定地域づくり推進法」や「労働者協同組合法」の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は大きい。協同組合が、地域人口の急激に直面している地域において「持続可能な地域づくり」に貢献できるよう、また、失業・就業困難にある人や社会的に排除された人々が就労を通じて社会参加できる持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討し支援を強化すること。</p>	<p>「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急激地域特定地域づくり推進法）」に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合については、国に対して、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を要望しております。</p> <p>また、島根県中小企業団体中央会と連携し、引き続き、市町村や協同組合に対し、必要な情報提供や助言等を行ってまいります。</p> <p>「労働者協同組合法」については、令和4年10月1日の施行に合わせ、組合の設立や運営等の各種問い合わせに対応できる相談窓口を整備し、また、広く県民の皆様を対象としたセミナーや市町村職員向けに研修を実施する等、情報発信に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、労働者協同組合が担うことができる役割等について、一層の周知を図るとともに、相談窓口を通じた組合設立や事業化への助言等を進めてまいります。</p>	中山間地域・離島振興課 雇用政策課
(2)	<p>国連が2025年を「国際協同組合同年」に定めたことを踏まえ、協同組合の取り組みをさらに広げ進めるため、協同組合と積極的な対話を進めること。</p>	<p>消費生活協同組合については、年に1回の島根県生活協同組合連合会と行政の合同会議をはじめ、適宜意見交換を行っており、引き続き対話を進めてまいります。</p> <p>農林水産業においては、県と農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等が連携しながら、生産力の増大や組合員の経済的・社会的地位の向上を図るための取組等を支援しているところです。今後も、協同組合の取組が広がるよう、引き続き意見交換や情報共有の機会を通じて、連携を深めていきます。</p> <p>事業協同組合について取り組みが進むよう、島根県中小企業団体中央会と連携して進めてまいります。</p> <p>労働者協同組合について、今後も労働者協同組合が担うことができる役割等について、一層の周知を図るとともに、相談窓口を通じた組合設立や事業化への助言等を進めてまいります。</p>	環境生活総務課 農林水産総務課 中小企業課 雇用政策課
5	格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化		
(1)	<p>教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～</p>		
①	<p>就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。特に、高校生を対象とした自治体の奨学金制度について相談体制や救済措置を拡充すること。</p>	<p>就学支援金や奨学のための給付金等、各種支援制度の相談は県担当課のほか、各学校においても随時行っています。</p> <p>また、高校生を対象とした島根県育英会奨学金を含めた奨学金制度の相談は、各学校で随時行っているほか、島根県育英会でも就学が困</p>	総務部総務課 学校企画課

		難な者の就学へ向けた相談や、制度の利用・返還に関する相談を行っています。	
	② 家計急変やアルバイトの減少等により、県内の若者が高校、大学等への進学を断念したり、退学したりすることがないよう、自治体による奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかるとともに十分な予算を確保すること。	<p>県では、家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、次のような支援を行い周知に努めています。</p> <p>高校生向けには、就学支援金や減免制度を活用して授業料の負担軽減を図る制度と、奨学のための給付金により住民税所得割非課税世帯向けに授業料以外の教育費（学用品等の購入など）を支援する制度があり、いずれについても、家計急変等があった場合には、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となります。</p> <p>県立大学生や私立専修学校生向けには、各学校が実施する授業料減免に対する補助を行っています。</p> <p>なお、島根県育英会では、貸与型奨学金に家計急変世帯を対象にできるよう緊急枠を設けているほか、個別の相談に応じて日本学生支援機構等が行う奨学金制度の案内を行っています。</p>	総務部総務課 学校企画課
	③ 奨学金の返済困難者の増加に対応し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるよう周知広報を徹底するとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。	<p>県では、ホームページ等により日本学生支援機構等による奨学金の減額返還や期限猶予制度を含め、学生支援制度についての周知に努めています。</p> <p>また、島根県育英会では、やむを得ない事情により返済が困難な場合には、返還猶予や1回あたりの返済金額の減額を行うなど柔軟な対応を行っています。</p>	総務部総務課 学校企画課
	④ 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。	<p>大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図るよう全国知事会などの機会を通じて国へ要望してまいります。</p>	総務部総務課
(2)	生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備		
	① 物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化を図るとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。	<p>県では、生活困窮者へのきめ細かな支援が行われるよう、生活困窮者自立支援制度の実施主体である市町村に対して、これまでの研修事業に加え、令和5年度から生活困窮者自立相談支援機関の人員体制を強化するための助成事業を創設するとともに、生活困窮者支援に豊富なノウハウを持つ民間団体職員によるOJT支援事業を実施しました。</p>	地域福祉課

		<p>令和6年度からは、生活困窮者支援の多様かつ困難な課題に対応するため、生活困窮者自立相談支援機関へ専門的な助言指導を行うアドバイザー派遣制度を創設し、また、県内の各生活困窮者自立相談支援機関の職員同士の情報交換会や職員のスキルアップを図るための事例検討会を開催しております。</p> <p>今後も、引き続き適切な支援体制が確保できるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度について、税金など市町村の様々な相談窓口と連携した効果的な周知・啓発により、きめ細かな支援に努めていただくよう市町村へ依頼しています。</p> <p>今後も、市町村等と連携しながら、支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。</p>	
	<p>② 相談支援にあたる人材の専門的資質を高めることが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポートを行うこと。</p>	<p>相談支援にあたる相談支援員の専門的資質を高めるため、毎年度研修を実施しており、令和5年度には、民間団体職員によるOJTでの支援事業を行い、令和6年度からは生活困窮者自立相談支援機関同士の情報交換会、職員のスキルアップを図るための事例検討会を実施しています。</p> <p>支援スキル向上のためのサポートを引き続き行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
	<p>③ 生活困窮者自立支援事業の制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げや福利厚生費の支弁など処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>生活困窮者自立支援事業を担う支援員等の処遇については、実施主体である市町村において適切に対応されているものと考えています。</p> <p>県としては、市町村の意見を聞きながら必要に応じて国に状況を伝えてまいります。</p> <p>また、生活困窮者に寄り添った支援が円滑に行われるよう、研修のほか、令和6年度からは専門的な助言指導を行うアドバイザー派遣や生活困窮者自立相談支援機関の職員同士の情報交換会、職員のスキルアップを図るための事例検討会を実施しており、支援員等のスキル向上に向けた取組を引き続き行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
	<p>④ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。</p>	<p>生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、国の「生活困窮者自立支援制度の事務処理マニュアル」に基づき、各事業が適切に実施できる体制や支援の質を確保する必要があります。</p> <p>県では、事業の実施主体である市町村において、適切に事業者が選定されていると考えています。</p>	<p>地域福祉課</p>

	<p>⑤ 子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行うこと。</p>	<p>子ども食堂は、子どもやその保護者をはじめ誰でも参加できる居場所であり、県では、子ども食堂の取組が広がるよう、子ども食堂の開設・運営に関する支援やセミナー、情報交換会の開催などを行っています。</p> <p>また、そうした場を通じて課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、様々な機会を通じて、市町村や関係機関に働きかけてまいります。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(3)</p>	<p>生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応</p>		
	<p>① 生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く県民に知らせ、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートして福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。申請書等をウェブに掲載しオンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。</p>	<p>現在、各市町村福祉事務所においては、ホームページや保護のしおりなどを通じて、住民へ生活保護制度の周知がされ、また必要な方に確実に保護が実施されるよう関係機関との連携が図られているところです。県では、今後も積極的な制度の周知が図られるよう、各市町村福祉事務所に働きかけていきます。</p> <p>なお、保護申請にあたっては、国の実施要領に基づき、生活保護制度の仕組みを説明するとともに、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うこととされています。</p> <p>オンライン申請やFAX申請については、このような説明や助言の機会が得にくいといった課題もあり、市町村の状況も確認しながら、必要に応じて運用の緩和等について国へ働きかけていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
	<p>② 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を現場に徹底すること。</p>	<p>現在、市町村福祉事務所においては、国の通知等に基づき、生活保護申請者から生活歴等を丁寧に聞き取ったうえで、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者については直接の照会を行わない取り扱いとしています。</p> <p>県においては、この取り扱いが徹底され、扶養照会が保護申請の妨げとならないよう、引き続き市町村福祉事務所へ指導、助言を行っています。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(4)</p>	<p>子どもの貧困・虐待対策の強化</p>		
	<p>① 「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困解消法」に改正されたことや「こども大綱」を踏まえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定を進めるなかで、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずること。</p>	<p>令和6年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行いその結果を踏まえ、子どもの貧困対策や子ども・子育て支援など、県の子ども施策を総合的に推進することを目的として「しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」を策定しました。</p> <p>計画では、貧困の解消に向け、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に「子どもの学習・生活支援事業」を実施する市町村数や、SNSにより県の公的支援情報を届ける「しまね子ども生活サ</p>	<p>地域福祉課</p>

		<p>ポート」の新規登録者数などを成果目標として、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p>	
	<p>② 相次ぐ子供の虐待死、虐待の増加という現状を踏まえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。</p>	<p>児童虐待に対しては、一時保護という深刻な事態に至ってから介入するのではなく、もっと手前の市町村の子育て支援の体系のなかで早期発見し、深刻化を防ぐことが必要と認識しています。</p> <p>県内の市町村では、不適切な養育や児童虐待の予防や早期発見のため、産前・産後の訪問サポートや専門的なケアにより、心身の不調や育児不安を抱える妊産婦への支援を行っています。また、乳幼児健診未受診家庭は虐待リスクが高いことが指摘されていることから、受診勧奨や児童福祉担当部局との連携による定期的な安全確認を積極的に行うなど、虐待リスクの早期発見、早期支援に取り組んでいます。</p> <p>こうした取組に加え、令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、市町村において、母子保健と児童福祉という従来の2つの機能が一体的に連携して相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、すでに県内15市町で設置されています。県としても、未設置町村において両機能の連携が強化され、センター設置がさらに進むよう支援や働きかけを行っています。</p> <p>また、県では、県内児童相談所の専門性向上と相談支援体制充実等に向け計画的な専門職員配置並びに市町村等職員対象の専門研修など、人材の確保や育成の取組みの他、市町村や教育委員会、学校など関係機関との連携・調整により、個々のケースの実情把握、相談対応、アセスメントと危機判断、支援計画の作成、支援、指導などを日常的に行っています。</p> <p>今後も、虐待の予防・重症化防止に向けて、市町村との連携を強化し、児童虐待に至る前の予防的な対応力の強化に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>青少年家庭課 健康推進課</p>
	<p>③ 就学援助制度について、特に一人親世帯に制度の周知を図るとともに、支給決定の「認定基準」を緩和し「援助費用」の支給金額を物価高騰に見合った金額に引き上げること。また、支給決定の認定基準に満たない世帯にも「5割支給」「3割支給」などの緩和措置を検討・支援すること。</p>	<p>就学援助制度には、国の基準に基づいて援助される要保護と、市町村が要保護に準ずるものと認めて援助される準要保護があります。</p> <p>要保護の援助単価は国において決定され、準要保護の援助単価は、国の単価を参考に各市町村により決定されているため、県としては国の単価引き上げに注視し、必要な情報提供を各市町村に対し行うとともに、県内の就学援助制度の実施状況を把握し、各市町村に対し、情報提供及び更なる制度周知の充実についての働きかけを継続的に行ってまいります。</p>	<p>学校企画課</p>

④	<p>中学生や高校生など、とりわけ進学を控えた生活困窮世帯の生徒の学習支援制度について、無料受講が可能な塾、居場所(自習室)、定員や受講時間を拡充できるよう各市町村への補助金を増やすとともに実施を働きかけること。</p>	<p>国においては、生活困窮者世帯に対する学習支援事業の補助制度を設けており、事業費の負担割合は国1/2、事業実施自治体1/2となっております。現在、この補助制度を活用する市町村においては、生活困窮世帯等の生徒に対する学習支援・進路相談等を民間学習塾に委託するなどの取組が行われています。</p> <p>県では、「子どもの学習・生活支援事業」に取り組む市町村数を増やすことを目的に、先進事例を紹介する市町村向けのセミナーを開催するとともに、令和7年度から県単独で市町村負担の一部を補助する制度を設けています。</p>	地域福祉課
⑤	<p>令和7年5月に「孤独・孤立対策推進法」に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が改定されたことを踏まえ、子ども・若者の悩みを地域で受け止め伴走支援を行う児童館や子ども食堂といった多様な居場所づくり、「顔の見える関係づくり」に取り組むこと。</p>	<p>県では、身近なところで相談や支援を受けることができるよう市町村での「子ども・若者総合相談窓口」設置を促進しています。</p> <p>市町村が、居場所を設け、社会体験・就労体験など自立に向けた支援を行うことを事業内容とした県補助を実施しています。</p> <p>市町村は、この補助のほか、福祉や教育などの様々な支援制度を活用し、居場所を通じた支援を行っています。</p> <p>県では、県補助による支援のほか、市町村の実情に応じ、活用できる他の国庫補助事業なども紹介し、取組を支援しています。</p> <p>なお、子ども食堂は、地域住民や企業など様々な主体が、それぞれのお考えに基づき運営しておられる自主的な活動であり、子ども・若者の併走支援を行うことを目的に設置された機関ではありませんが、県では、子どもの居場所づくりの一つとして、子ども食堂の取組が広がるよう、子ども食堂の開設・運営に関する支援やセミナー、情報交換会の開催などを行っています。</p>	地域福祉課 青少年家庭課
⑥	<p>仕事を持つひとり親が安心して就労できる環境整備を図る上で、病児保育の拡充とその利用に関して負担軽減を図ること。</p>	<p>県では、病児・病後児保育施設の拡充に向けて、国の補助事業を活用した運営費や施設整備費の支援に加え、独自に施設整備にかかる国庫補助への上乗せや対象外経費への市町村支援を行っています。</p> <p>引き続き市町村と連携し、子育てしながら安心して働き続けられる環境づくりに努めてまいります。</p>	子ども・子育て支援課
⑦	<p>放課後の児童クラブにおいて、配食提供サービスの実施、または実施が可能になるよう支援すること。</p>	<p>夏休み等の長期休暇期間の昼食について、県内の放課後児童クラブでは、クラブ単位での弁当手配や、併設保育所等での調理による給食提供などの取組を行っている施設もあります。</p> <p>今後も地域の実情に応じて、こうした取組が進むよう、事業の実施主体である市町村と連携して取り組んでまいります。</p>	子ども・子育て支援課

	<p>⑧ 2026 年度から全国一律で小学校の給食費無償化が実施されることに伴い、中学校の給食費無償化についても県独自で早期に実施するよう検討すること、または国に対し働きかけること。</p>	<p>県としては、国の責任と財源により、制度設計を行うことについて、全国知事会及び全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。また、今年度は急激な米価格の高騰に対応し、市町村に対して公立小中学校の給食における米の価格上昇分を支援します。県が市町村に対し、固定的な経費である米の価格上昇分を支援することで、物価高騰局面においても給食の質を維持して提供できるよう、市町村とともに取り組んでいます。</p>	<p>保健体育課</p>
<p>(5)</p>	<p>フードバンク活動への支援について</p>		
	<p>① フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食品支援システムとして位置づけ、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、制度設計を含めた福祉・環境政策とも連携した施策を継続して推進すること。</p>	<p>フードバンクでは、行政による支援だけでは足りない部分を行政や企業の方が無理のない範囲で行える共助の取組として行われており、来られた方を必要な支援につなぐ取組を行っておられるフードバンクも多いことから、県では、こうした取組を、引き続き連携して推進していきたいと考えています。</p> <p>なお、フードバンク実施団体をはじめ社会貢献活動を行う団体に対しては、個人や企業等からの寄付金を基に設置した「島根県社会貢献活動促進基金」（通称：しまね社会貢献基金）により、登録された団体からの申請に基づき、活動の支援を行っております。</p> <p>また、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減の観点から、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図っており、家庭や事業所などにおける未利用食品を活用する手法のひとつとして、フードバンクやフードドライブへの参加を促しております。今後もこうした普及啓発に取り組んでまいります。</p>	<p>環境政策課 地域福祉課</p>
	<p>② 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」（2020年3月31日閣議決定）を踏まえ、県はフードバンクが継続的・安定的に発展できるようフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向け、相談窓口を設けるなど担当部署を明確にし、フードバンク団体が抱える食材や施設の確保など支援策を検討すること。そのための必要な財源を確保すること。</p>	<p>フードバンク団体の基盤強化については、国が支援を行っており、県独自の補助は現時点では考えておりません。</p> <p>県では、フードバンク活動の自立的・継続的な活動の支援に向け、今後も団体からの申請に基づき、しまね社会貢献基金などを活用した支援のほか、フードバンク団体と生活にお困りの方への繋ぎの支援、県民の皆様への普及啓発を行ってまいります。</p> <p>相談部署については、現在、一元的に担う部署は設けていませんが、テーマごとに都度関係部局が連携して取り組んでまいります。</p>	<p>環境政策課 地域福祉課</p>

	<p>③ フードバンクを始めとする県民に対する食糧支援について、地域格差をなくすために県としての考え方やスタンスを明確にし、食糧支援を必要とする生活困窮者がすぐに相談できる窓口を設けるよう市町村に働きかけること。</p>	<p>生活に困窮される方に対しては、各市町村に生活困窮者自立相談支援機関が設置され、相談対応や必要な支援が行われています。</p> <p>県では、生活に困窮される方が、できるだけ早期に必要な支援につながるよう SNS やホームページなどで相談窓口や支援制度の周知を行っています。</p> <p>また、県内市町村の生活困窮者支援の質の向上を図るため、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所の職員に対し、研修の場を提供しています。</p> <p>今後もできるだけ早期から支援につなげる取組や支援の質の向上に向けた取組を進めてまいりたいと思います。</p>	地域福祉課
(6)	自死・多重債務対策等		
	<p>① 2024年の自殺者数は20,320人と前年を下回ったものの、小中高生は過去最多となり、深刻な状況が続いている。自殺対策基本法および自殺総合対策大綱に基づき実効性のある施策を講じること。</p>	<p>県では平成19年度に島根県自殺総合対策連絡協議会を設置し、報道機関や医師会、経営者団体、社会福祉協議会、いのちの電話、自死遺族互助グループ等の県内の様々な分野の関係機関・団体が連携して自殺対策の推進を図る体制を整え、島根県自死対策総合計画を策定して総合的に取り組んでいるところです。</p> <p>9月10日～16日の自死予防週間、3月の自死対策強化月間において、障がい福祉課や各保健所、市町村での啓発グッズの配布、街頭キャンペーン、ポスター掲示等による情報発信を行っています。</p> <p>また、自死の危険の示すサインに気づき、適切な対応をとることができるゲートキーパーの養成や、自死遺族支援として相談ダイヤルや相談会等も継続して行っています。</p> <p>子ども・若者に向けての対策としては、こころのうたキャンペーンとして、10代の皆様から「ありがとう」のショートレターを100文字以内で募集し、若年層を対象に、「人のあたたかいこころ」や「相手を思いやるこころ」の大切さを改めて考える機会を作り、人の気持ちに気づくことにつながることを目的として実施しております。</p> <p>今後も協議会の関係機関・団体が連携の上、取組みを進めてまいります。</p>	障がい福祉課
	<p>② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動について、自殺対策における SNS 相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実を図り、問題の深刻化を未然に防止すること。また、若年層からの SOS の出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実を図ること。</p>	<p>子ども・若者に向けた自死対策を進める上では、教育との連携が重要であることから、教育委員会と連携しながら取組んでまいります。</p> <p>SNS 相談事業は委託により実施し、県内の中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、特別支援学校（中学部及び高等部）の生徒を対象に、年末年始等の一部を除き年間を通じて、毎日午後5時から午後9時まで、何でも気軽に相談できるよう窓口を開設して相談に対応しています。公認心理師、臨床心理士等の有資格者を中心とした相</p>	障がい福祉課 学校教育課 保健体育課

		<p>談員を配置するほか、相談に対して適切な助言がなされるよう、相談業務等に関して十分な経験や知識を有する者を相談責任者として配置しています。</p> <p>相談員に対して、SNS相談の技能及び個人情報の保護、情報セキュリティの確保に関する内容を含む研修を実施するとともに、自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン等も参考に、相談体制の充実を図っていきます。</p> <p>SNS相談を含む相談窓口の周知については、昨年7月から、県立学校の児童生徒の1人1台端末に「相談窓口一覧」のページを追加し、相談したい時に自分の悩みごとや困りごとに合う相談窓口を見つけることができるようにしています。今年度は、市町村教育委員会にも県立学校と同様に児童生徒1人1台端末に「相談窓口一覧」のページを追加してもらうよう依頼しています。</p> <p>自死予防教育の推進について、毎年文部科学省が開催する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」へ教育委員会及び各校種の校長会から参加者を派遣し、研修成果等を校長会で報告したり各学校へ情報共有したりしていますが、令和7年度は、中国ブロック協議会を島根県で開催し、県内の多数の学校教職員、教育委員会職員等の参加があり、基礎的、実践的な知識を深める機会になったと考えています。このほか、県内の学校への出前講座を行ったり、県内生徒指導主任・主事等研修等において、SOSの相談を受け止める側の対応の在り方について取り上げたりしていますが、引き続き、教職員の気づきの力を高める働きかけをしていきます。</p> <p>また、自死予防の取組の一環として、今年の8月から、県立高等学校の生徒1人1台端末に、生徒が「死にたい」、「自傷」、「いじめ辛い」など深刻な悩みに関する語句を検索した際、悩みに応じた相談窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを端末に表示させる機能（「SOSフィルター」）を導入しています。あわせて、市町村教育委員会へも情報提供しています。</p>	
<p>③ 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう都道府県・多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携を図ること。また、闇金撲滅に向けて引き続き取り組みの強化を図ること。</p>		<p>島根県消費者金融等被害防止対策会議では、島根県弁護士会等の法曹関係団体、金融機関、県警察本部、県関係課等で多重債務に関する相談件数や多重債務防止対策の取組状況について、情報共有を図っています。</p> <p>貸金業については、法に基づく貸金業者の登録時の審査及び登録後の定期的な立入検査や、書面報告により、法の定めに従い適正に事務が行われているか、確認しています。</p>	<p>環境生活総務課 中小企業課</p>

6	消費者政策の充実強化		
(1)	<p>地域における消費者教育の推進</p> <p>県は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める消費者教育の充実・強化を図ること。</p>	<p>県が令和7年3月に策定した「第6期島根県消費者基本計画」では、「消費者教育の推進」を基本方針の一つに位置づけ、学校における消費者教育を推進するとともに、地域、家庭、職場等、消費者のライフステージに応じた様々な教育の場を活用した消費者教育を推進することとしています。</p> <p>特に若年者への消費者教育では、令和4年4月の民法の成年年齢引下げを踏まえ、若年者の消費者被害を未然防止・救済するため、また、自立した消費者の育成のため、県教育委員会と連携し実践的な消費者教育を推進しています。具体的には、地方消費者行政強化交付金を活用し、令和2年度から知事部局に消費者教育コーディネーター1名を配置し、教材開発や教員研修など学校教育との連携を進めるとともに、学校教育現場に弁護士等の実務経験者を派遣する「プロフェッショナル出前授業」を実施しています。</p> <p>さらに、成年年齢引下げの影響等について若年者やその家族だけでなく地域社会全体の関心を高めるため、SNS、新聞、YouTube等を通じて幅広い世代を対象に情報提供しています。</p>	環境生活総務課

(2)	<p>成人年齢の引き下げにより、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなったことから、若者が過大な債務を負うことが無いよう、学校・施設・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化を図ること。</p>	<p>金融教育では資産形成に関する知見、ノウハウだけでなく、家計管理や生活設計のための知恵、金融トラブルを防止する方法等について学ぶことが重要です。</p> <p>また、若年者から高齢者に至るまでの国民一人一人がそれぞれのライフステージや生活環境に応じて、適時適切なタイミングで学べる機会を設けることが重要です。</p> <p>こうした観点から県では、金融に関する広報及び消費者教育を、金融経済教育推進機構と連携し、様々な場面を通じて実施してまいります。</p> <p>高等学校においては家庭科、公民科において、金融の仕組みや、より良い消費者として生きるための基礎的な知識を学びます。また、総合的な探究の時間やホームルーム活動などを通じて、金融教育や消費者教育に関するテーマを取り上げ、現状の課題を発見したり、解決策を提案したりするなど、実践力を養う学習を行っています。</p>	<p>環境生活総務課 学校教育課</p>
(3)	<p>消費者と事業者の良好な関係性の促進 一部の消費者による事業者への過剰な要求や暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。</p>	<p>スーパーなどの店舗で消費者が心がけるべき「お買物エチケット」や、消費者側の正当な申出が事業者側にカスタマーハラスメントとならないための「消費者が意見を伝える際のポイント」について消費者庁がまとめていますので、県においても引き続きホームページ等により、普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>県内企業においてもカスタマーハラスメントへの対応法等について適切に実施されるよう、島根労働局に必要な協力をしてまいります。</p>	<p>環境生活総務課 雇用政策課</p>
7	安心・信頼できる社会保障の構築		
(1)	子育て支援		
①	<p>こども基本法の理念に基づき、保護者が安心して生み育てられる条件整備や、子どもが健やかに育つための環境整備を図る。また、子育ては当事者・家族に委ねるのではなく社会全体で支えることについて合意形成を図り十分な財源を確保すること。</p>	<p>令和7年3月にこども基本法に基づく「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）」を策定しました。計画の基本理念の一つに「こどもを安心して産み育てることができる社会づくり～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～」を掲げており、子育てを社会全体で支える取組みを進めていくこととしています。</p> <p>この計画に基づき施策を進め、若い人たちが安心して島根で暮らし続けて、こどもを産み育てたいと思うことができるよう、子育て支援の充実や働きやすい環境の整備などを引き続き行ってまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援課</p>

	<p>② 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児についてともに学べる内容に改善・充実させること。</p>	<p>妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談窓口として、市町村に子ども家庭センターが設置されています。一部の市町村に同センターがないところがありますが、全ての市町村に同様の機能を持つ総合相談窓口が設置されています。</p> <p>また、引き続き、県では、両親学級などの市町村が実施する子育て支援が充実するよう、情報提供や研修会の開催など市町村支援を実施してまいります。</p>	健康推進課
(2)	<p>安心の医療・介護体制の整備</p> <p>【医療分野】</p> <p>医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を引き続き強化すること。</p>	<p>医療従事者の働き方改革を進めることにより、勤務環境の改善を図り、医療の質の向上や医療従事者の確保に繋げていくことが重要と考えております。</p> <p>医師については、現役の医師を「呼ぶ」、将来の地域医療を担う医師を「育てる」、島根で働く医師を「助ける」の3本柱で医師確保対策に取り組んでいます。</p> <p>令和7年4月には島根大学の地域卒出身者や奨学金等の貸与を受けた医師が415名となりましたが、今後も毎年30名程度の医師が誕生する見込みであり、これらの医師に県内で安心して勤務してもらえるよう、しまね地域医療支援センターにおいて、積極的に医師のキャリア形成支援などを行っています。</p> <p>医師不足は全国的な課題であり、地方だけの取組では限界があるため、国が主体となり実効性のある対策を講じるよう国に求めています。</p> <p>看護職員については、「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業促進」「資質向上」を柱に、地域の医療・福祉を支える看護職員の確保対策を進めています。</p> <p>また、国に対しても、診療報酬の引上げも含め、看護職員の夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加することを強く求めています。</p>	医療政策課
	<p>【介護分野】</p>		
	<p>① 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を拡大すること。</p>	<p>市町村では、地域住民や専門職など多様な認知症サポーターがチームを組み、地域で暮らす認知症の方や家族に対する生活面の支援等を行う「チームオレンジ」の取組を進めています。</p> <p>県では、市町村においてチームオレンジを始めとした、認知症の方の見守り活動等の取組が進むよう、県内外の先進事例の紹介や研修会の開催など市町村支援を実施してまいります。</p>	高齢者福祉課

	<p>② 市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困りごとに寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。また、ヤングケアラーを含めた介護にかかる現状を踏まえ、若年層など当事者だけの問題とせず地域や社会全体で介護を支えるよう啓発・情報提供・相談支援などを進めること。</p>	<p>高齢者や家族介護者からの相談対応等につきましては、市町村が設置する地域包括支援センターが担っております。</p> <p>県では、相談体制の整備等に向け、センター職員の資質向上に資する研修の開催や、センターの機能強化に資する先進事例の共有など、市町村や、島根県地域包括支援センター連絡会と連携し取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村や関係機関と連携して地域包括支援センターの機能強化、人材育成の取組を進めてまいります。</p> <p>ヤングケアラーに対する支援については、ケアを行うこどもの気持ちや家庭の状況は様々であるため、一律の対応ではなく、困ったときに安心して相談できる環境やサポート体制づくりを市町村と連携して進めてまいります。</p>	<p>高齢者福祉課 青少年家庭課</p>
--	---	---	--------------------------